

パラダイムの転換と瓦解

－特措法後の部落問題研究－

青木 秀男

主題と構成

新自由主義が吹き荒れ、また、2002年に最後の特別措置法(以下特措法¹⁾)が終了して、被差別部落の生活は、全般的に逼迫している。しかし、これに対峙すべき同和行政は、ほとんど見る影もない。部落問題研究は、この現実はどう向き合っているのか。諸研究は、部落問題研究のパラダイム(科学的認識の枠組)の転換を提唱している。本稿では、部落解放・人権研究所刊の『部落問題研究』及び解放出版社刊の『部落解放』に掲載された論文を中心に、2000年以降の部落問題研究につき検討する。諸研究は、部落問題の現実を説得的に説明しているか。「転換」は、意味ある転換たりえているか。

本稿は、次のような構成をとる。Ⅰの「部落問題のリアリティ」において、まず、諸研究による部落問題の現状認識について検討する。次に、特措法後の同和行政(指針)について検討する。いずれも、部落問題研究が立脚する部落問題のリアリティ認識の検討である。Ⅱの「部落問題研究の転換」において、特措法後の部落問題研究の3つの論点について検討する。そして、パラダイム転換の理論的・現実的な妥当性を検証する。まず、「部落問題から人権問題へ」の主張について。次に、「実体論的な部落民概念から関係論的な部落民概念へ」の主張について。最後に、「絶対主義から相互主義へ」の主張について。本稿は、これらの検討を通して、部落問題のリアリティに対峙し、それを超克すべき部落問題研究の方向を模索する。記述は論点別ではなく、研究者の論旨を把握した上でその問題点を指摘する形で行う。

Ⅰ. 部落問題のリアリティ

1. 部落問題の現状

同対事業により、被差別部落の環境改善がほぼ完了し、貧困問題もほぼ解決したとする言説が広がっている。部落問題研究においても同様である。「か

つての被差別部落を特徴づけた悲惨と貧困は、同対審路線に基づく格差是正政策(行政的特別措置)によって基本的には解決しつつあるとみてよい)[八木, 2000: 29]。要田洋江は、同じ認識に基づき、次のようにいう。「現実の地域格差は解消されつつある」[要田, 2005: 30]。しかし、「結婚差別を代表とする『部落差別』は解消されずにある」[要田, 2005: 8]。ゆえに研究の焦点を、地域格差問題(部落問題)から部落差別問題へ移すべきである[要田, 2005: 11]。このような認識は妥当だろうか。

特措法の時期に、被差別部落の環境改善と貧困対策が進展した。そして特措法は終了した。しかし今、新自由主義の経済環境のもと、被差別部落、とくにその底辺に深刻な事態が生じている。妻木進吾は、大阪市内の被差別部落の調査を基に、次のようにいう。被差別部落は、社会全般の雇用の不安定化と同対事業の終了という「二重の不安定化の圧力」[妻木, 2010a: 10]の下にある。被差別部落の、とくに若者の就業が「再不安定化」している。すでに不安定就業にある若者は、安定就業への移行が叶わず、不安定層に滞留している。また、解放奨学金制度の廃止に伴い、若者の再低学歴化が進んでいる²⁾。そのため、この先就業する若者の不安定化が加速される。他方で、特措法の援助により相対的に安定した就業状態にある中高年層は、今後定年で退職する。しかし特措法が終了し、その後の補填が叶わない。こうして、被差別部落の不安定就業率は、今後一挙に高まると予測される[妻木, 2010a]。

特措法による「実態的差別の解消」について、部落解放運動家(以下解放運動家)は、次のようにいう。「住環境だけが実態的差別ではない。部落の生活実態そのものがまだまだ厳しいのです」(組坂繁之発言)[組坂他, 2002.12: 13]。「環境改善が進展した部落と、ほとんど環境が改善されていない部落との全国的な違いがむしろ大きくなっています。また、ひとつの部落の中でも、かつてはみんなが貧しかったのが、いまは、一定安定した収入がある層とやはり非常に貧しい層への分化がはっきりしてきています」(西島藤彦発言)[組坂他, 2002.12: 26]³⁾。その結果、生活安定層が被差別部落から流出し、被差別部落に貧困層が滞留する。「部落外居住層は、比較的若年で、核家族世帯、特に夫婦と子の世帯の割合が高く、持ち家居住の割合が高い。さらに、世帯年収も『七〇〇～一〇〇〇万円』がピークとなっており、安定した層が多いと考えられる。逆に部落居住層では、高齢者世帯・単身世帯が多く、年収が低く、府・市町村営の賃貸住宅(改良住宅)居住の割合が高い」[内田, 2010a: 32]。これに、若者の流出と高齢層の滞留が重なる。さらに、被差別部落の外から新たな貧困層が流入する。「郡部の部落

でも感じることでありますが、経済的に安定してきた層が部落から出ていき、同時に、経済的に困難な新しい層が部落に流入してきています」(西島発言) [組坂他, 2002.12.:28]。こうして被差別部落は、「厳しい生活実態の市民を吸収し、安定層を排出するという『巨大なポンプの役割』を果している」[奥田, 2009.:163]。被差別部落は、貧困層のプールになっている⁴⁾。この結果、被差別部落に「下層問題」が現れている⁵⁾。岡田英治は、各地の被差別部落の実態調査を基に、一般地域との学歴格差の拡大、就業・生活の不安定化の全般的な傾向を指摘する [岡田, 2011.:12-14]⁶⁾。これも、被差別部落の困難を実証している。被差別部落の(再)困窮化、階層分化と下層問題、貧困層のプール化⁷⁾。これが、被差別部落の現状である。それは、「実態的差別がほぼ解消」した状態からほど遠い。

2. 地対協意見具申

財特法は2002年に終了した。菱山謙二は、戦後の同和行政を5期に分け、それぞれの時期の同和対策の特徴を要約した [菱山, 2004.20-32]。最初の特措法が終了した1982年以降は、残事業を行いつつ、特別対策から一般対策へ移行する道程であった。その方向を集約し、移行の根拠を明示したものに、菱山自身が委員となった地域改善対策協議会(以下地対協)が1996年に出した「地域改善対策協議会総括部会報告書」(以下意見具申)がある。それは地対協が作成し、それを政府が同和対策の指針とした。ゆえにそれは、政府の見解である。

意見具申は次のように要約される。一つ、「部落差別が現存するかぎり同和行政は推進する」とする同和対策審議会答申(以下同対審答申)の姿勢を引き継ぐ。二つ、同和地区の環境整備はほぼ完了し、今後は一般対策の工夫により対応する。三つ、偏見や差別意識の解消は不十分であり、人権教育・社会啓発が続いて必要である。これも、一般対策の工夫により対応する。四つ、同和問題を人権問題として再編し、国民的課題として深化させる。五つ、一般対策へ移行するが、部落差別の根絶にいつそう努力する。六つ、同和問題への対応に当たり、次のような「基本的な考え」に立つ。(1) 行政の主体性の確立、(2) 同和関係者の自立向上、(3) えせ同和行為の排除、(4) 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり。

このような指針は、同和行政の決定的な後退を画するものである。それは、同対審答申の精神⁸⁾を継承する、同和問題に積極的に取り組むと強調する。しかしそれは、同和行政の後退を隠蔽する修辭でしかない。意見具申の問題はなにか。まず、被差別部落には厳しい現実がある。(先にみた)現状を想

起されたい。特別対策が不要な状態にはない⁹⁾。次に、「一般対策への移行」とは、同和問題の人権問題への解消を意味する。同和問題を「再編する」「深める」というも、それは言葉だけである。次に、人権問題の取り組みを教育・啓発に解消させている。人権問題はどれも歴史と物的基盤をもち、差別の構造も異なる。ゆえに人権問題の解決には、問題別の特別施策が必要になる(例えば不十分なが男女雇用機会均等法、障害者基本法、ホームレス自立支援法、アイヌ文化振興法がある)¹⁰⁾。最後に、同和問題に対する「基本的な考え」とは、政府の差別的な本意の表出でしかない。特措法に総括すべき問題はあつた。しかしそれは、一部の事実を誇張し、部落民に責任を帰する詭弁とは無縁である。(1) 行政の主体性の確立—行政は運動団体に対して毅然とせよということ。それは、「部落が怖い」という本意の表出にすぎない。必要なのは、差別者に対して毅然とする行政の主体性である。(2) 同和関係者の自立—部落民は行政依存を改めよということ。部落民にとって「余計なお世話」であろう。部落民の自立は部落民の問題である。むしろ政府がいう「自立」こそ問題である。政府は、障害者やホームレスに「自立」を強い、多くの批判を浴びてきた。「自立」は今や、新自由主義的な弱者切り捨てを隠蔽する権力用語である。(3) えせ同和行為の排除。差別意識を金儲けに利するえせ同和行為は、許されない。しかしこの項目は、論理的に「行政の主体性の確立」(や「同和関係者の自立」)に含まれるはずである。それを「基本的な考え」に掲げるやり方に、部落解放運動(以下解放運動)をゆすり・たかりと印象づける作為を感じる。(4) 自由な意見交換のできる環境づくり—部落民は糾弾を止めろということ(1986年の地対協「部会報告」では、糾弾は「私的制裁的行為であるから、被糾弾者が当然これに服する義務を有するものではない」と、全否定された)。そこには糾弾への敵意がある。「部落が怖い」と思う差別者は、どれほど優しく論そうと「自由に」物がいえないと感じる。しかし、他人を差別する自由はない。差別を排除してこそ、言論の自由が保障される。これが近代市民社会の原則であり、国際人権条約の思想である。要するに「基本的な考え」はすべて、国・行政の責任を隠蔽し、部落民に責任を帰するイデオロギー(虚偽意識)である。

3. 意見具申の評価

諸論文は、このような意見具申をどう評価しているのか。その論旨を要約すると、次のようになる。被差別部落の環境整備はほぼ完了した。それは、「一定の歴史的役割を終えた」[奥田, 2004: 32]¹¹⁾。後は若干の課題を残すだけである。一般対策への移行は「妥当な判断」[高野, 2004: 6]である。ただ

しそれは、同和行政の終了を意味しない。行政の手法が変わるだけである[友永, 2001.10 : 15]。そもそも「同和行政は特別措置法以前から存在していた」[谷元, 2006.28]。同和問題を人権問題の中で深め、同和行政を人権行政に発展させることが重要である(奥田はこれを「保障的人権論」から「建設的人権論」への展開と呼ぶ[奥田, 2003 : 286])。その点で、特措法には限界があった。(今後の)同和行政は、憲法や人権教育・啓発推進法、人権擁護法などを法的根拠に行われる[谷元, 2006 : 28]¹²⁾。しかし特別対策が終了後、行政関係者の間に誤った考えが広まった[菱山, 2004 : 16]。特別対策がないので、同和地区の指定ができない。同和行政もできない。はたまた、同和行政はもう必要ない。このような言説に、同和問題を忌避し、同和行政の終了を図る行政の本意がちらつく。それは、「同和問題のバックラッシュ」[菱山, 2004 : 21]である。

このような意見具申の評価には、重大な問題がある。一つ、意見具申の批判が皆無である。意見具申は、同和行政の後退を決定づけた。諸論文は、意見具申の政治的役割、政府の意図を看過している。二つ、「一般対策への移行」を容認している。諸論文は、特措法後に蔓延した「誤解」(「同和行政の終了」)を憂えている。しかし誤解の蔓延は必然である。そのこと自体が、同和行政が後退した証左である。実際、同和行政は「後退の一途を辿っている」[菱山, 2004 : 26]。「同和」から「人権・同和」へ、「人権・同和」から「人権」へ[中川, 2005 : 22]。三つ、「一般対策への移行」の容認の前提に、特措法への反省がある。従来の同和行政には運動団体対策、団体幹部対策の一面があった、同和行政は行政依存体質を生んだ、「差別の痛み論」(「差別の痛みは足を踏まれた者にしか分からない」)の威嚇的な利用があった[編集部, 2008 : 35-36]、特別対策は、ねたみ意識やえせ同和行爲という新たな差別を生んだ[高野, 2004 : 6]。しかし、このような権力批判抜きの反省は、部落責任論を必然化する。反省の仕方も清算主義となる。幹部請負主義や行政依存体質は、部落解放の理念(なんのための特別対策か)に則って総括すべき問題である。それは、行政責任の免罪や特別対策の終了の理由にはならない。四つ、諸論文は、同和問題を人権問題に繋げてこそ、同和問題の解決の道が拓けるという。しかし「同和問題を人権問題に繋げ」ようと、結局、部落問題固有の課題を追求するしかない。とすれば、特別対策必要論に還るしかない。また、特別対策に代替する方針として、部落差別を温存・助長する社会制度(戸籍制度や住民基本台帳のネットワーク化[組坂他, 2002.12 : 32])や慣習(淨穢思想、貴賤思想など[谷元, 2006 : 25])の廃絶という課題が掲げられる。それは、部落解放同盟の綱領にも収められている[部落解放同盟, 1997]。

では、「戸籍制度や叙勲制度」[友永, 2001.10:10] を廃絶するとは、どういうことか。それは部落解放の中心的課題なのか。そうは思わない。

諸論文の最大の問題は、「一般対策への移行」「人権問題への一般化」を容認したことにある。こうして部落問題の解決が決定的に遠のいた。このことの危機感が希薄なこと。ここからすべてが始まった。

Ⅱ. 部落問題研究の転換

部落問題のリアリティが大きく変容した。こう考えて、部落問題研究もパラダイム転換を図り、新たな理論展開を行っている。パラダイム転換は、相互に関連した3つの論点からなる。一つ、部落問題から人権問題へ。二つ、部落民の実体概念から関係概念へ。三つ、絶対主義から相互主義へ。それらの中身は、どのようなものか。それらは、パラダイムの転換に値するものか。次に、3人の研究者の部落問題研究を中心に、転換の現実的・理論的な妥当性につき検討する。

1. 部落問題から人権問題へ

「人権問題としての同和問題」を主張する旗頭は、奥田均である。彼の理論は、今日の部落問題研究と解放運動に大きな影響を与えている。その主張の骨子は、次の通りである。

部落民とは、「現属地、過去属地、先代属地が部落とされている地域との接点をもつ人」(傍点は引用者、以下同じ) [奥田, 2007a: 24] である。しかしこの定義は、主観的解釈を許す。人々は、「誰でも、いつからでも『部落出身者であると見なされる』可能性」[奥田, 2007a: 42] をもつ。部落差別と他の差別の違いは、この「基準の曖昧性」[奥田, 2007a: 39] にある。部落問題の認識には、存在論的認識と関係論的認識がある。存在論的認識とは、被差別部落の「ある特定の状態」[奥田, 2003: 182] に着目する視点をいう¹³⁾。関係論的認識とは、「部落差別の現実を(中略)社会の諸関係の総和、あるいは断面としてとらえる視点」[奥田, 2003: 190] をいう。この関係を権力論でいえば、前者は、部落差別の原因を、国家に求める「中央権力論」(行政責任論)であり、後者は、種々の社会的制度・慣習に求める「『網の目』の権力論」(M・フーコー)である [奥田, 2003: 202-203]。従来の視点は、「実態的差別と心理的差別の相互作用」という、被差別部落の状態に着目した(「格差是正」論) [奥田, 2002a: 56]。これに対して、関係論的認識では、部落問題の取り組みに留まらず、「部落問題に関わる実態の中に、市民の人

権の課題を発見し][奥田, 2002a: 57]、「(社会の) 諸関係の変革のなかに部落問題解決への展望を求める」[奥田, 2003: 191-192]。その視野は、部落問題から人権問題へ広がる。というのも、部落差別は「さまざまな人権侵害の反映であり、同時にその集中的表現」[奥田, 2003: 193] だからである。「部落差別という横糸は、人権の縦糸群との交点において、部落差別の実態としてのさまざまな人権の課題を現出させている」[奥田, 2008.5: 36-37]。被差別部落の実態は、「社会に存在する矛盾や人権侵害が、部落の場合にはより広く、よりひどく、より慢性的に招き寄せられている姿である」[奥田, 2009: 120-121]。このような「人権問題と部落問題の交叉」、つまり「人権の普遍性と差別の独自性の統一的な理解」[奥田, 2008.5: 38] に立つならば、「同和教育や同和行政を、人権教育や人権行政という枠組の中で(中略)再編強化し」[奥田, 2002a: 60]、人権侵害を生じる社会を変革する方向以外に、部落問題の根本的解決の道はない¹⁴⁾。それは、「部落に限定した特別対策事業によってではなく、社会全体を視野に入れた政策」[奥田, 2004: 33] による、「人権確立社会建設」[奥田, 2002a: 57] の道であり、「生活の改革をめざす『課題』を結集軸にした『市民との協働』」[奥田, 2009: 214] の道である。変革の主体は、「部落内外の市民」[奥田, 2009: 123] である¹⁵⁾。それは、共同闘争ではなく「協働創造」[奥田, 2009: 213] である。その先に市民との「まちづくり」がある。このような道筋こそ、「部落解放実現への戦略的課題である」[奥田, 2002b: 122]¹⁶⁾。

これが、奥田の部落問題研究の骨子である。その問題点は5つに整理される。一つ、部落民の識別基準について。識別基準の判定が曖昧であろうと、基準自体(「被差別部落の出身者」)が曖昧なわけではない。識別基準は、部落民の存在規定に関わる。それは、誰がいつ部落民と見なされるかという(社会)関係規定とは、次元を異にする。奥田は、存在論的認識(被差別部落の状態)と関係論的認識(部落差別の発生)の「関係」を説明していない。それらは相互規定の関係にある。状態は差別の結果であると同時に、与件でもある。二つ、認識論について。奥田は、存在論的認識のゆえを以て特措法を批判する¹⁷⁾。しかしその批判は皮相である。解放運動にとって、同対事業は部落解放の手段だった(はずである)。その目的は、格差是正の対症療法ではなく、貧困の再生産の廃絶だった(はずである)。解放運動は、同対事業をそのように位置づけていた(はずである)。総括すべきは、この「はずである」が頓挫したことにある。その頓挫の主体的総括が必要となる。特措法を清算主義的に否定することではない。三つ、奥田は、フーコーの権力論[Foucault, 1975=77.] に依拠して「網の目の権力論」を説く[奥田, 2003:

8, 213]。そして、部落差別の視線の中に、人々（「自由な主体」としての差別者／被差別者）を躰け、「正常社会」で飼い馴らす「規律権力」を読む〔奥田, 2003 : 221〕。しかし、「中央権力」（国家）批判のない「網の目の権力」論は、権力免罪論でしかない。フーコー権力論の正確な理解でもない。フーコーは、ミクロな権力作用を分析したが、「大文字の権力」を無視したわけではない。『監獄の誕生』では、「まなざす主体」としての権力が想定された。『性の歴史』では、「権力の終端的形態」〔Foucault, 1976=86 : 119〕としての国家（「主権や法の支配の総体的統一性」）が言及された¹⁸⁾。四つ、部落差別と人権の関係について。まず、部落差別は人権侵害の一つである。普遍（人権侵害）は、個別（部落差別）において顕現する。これが、「人権の普遍性と差別の独自性の統一的な理解」である。部落差別＝横糸と人権＝縦糸の交叉というのは、人権概念を実体化した機械的説明でしかない。次に、奥田は差別と人権の関係を説明し、個々の人権問題の課題が重要だと強調する〔奥田, 2008a : 57〕。しかし彼の関心は、部落差別と人権の「関係」の説明にある。部落差別にみる人権侵害の顕現過程の説明にはない。部落差別は、さまざまな人権侵害の「反映」「集中的表現」であり、「より広く、よりひどく、より慢性的」といおうと、部落差別の個別性について語ったことにはならない。どの差別も、「反映」「集中的表現」であり、「より広く、よりひどく、より慢性的」だからである。五つ、市民との協働について。まず、部落問題の解決が、社会（「外縁領域」）の変革に一般化されている。彼はそれを、部落解放の戦略的課題とまでいう。部落差別が「社会の矛盾」の反映であるにせよ、「社会の矛盾」が直接の運動課題になるはずもない。「社会の矛盾」の廃絶には社会革命しかない¹⁹⁾。次に、市民との協働が目的化されている。解放運動にとって、市民との「協働」は手段である。奥田は、「共同闘争から協働創造へ」という。そして、「創造」「建設」などの修辞語を多用する（それらは危険な表象操作である）。正しくは「共同闘争（連帯）」である²⁰⁾。（奥田の意図はどうかあれ）「市民との協働」論は、部落問題の人権概念への解消の産物であり、部落問題の個別性、解放運動の拠点性を解体する解放運動解消論にも等しい。

2. 実体概念から関係概念へ

被差別部落は多様化し、部落民は流動化した。部落民のアイデンティティも拡散した。被差別部落と「一般地域」、「部落民」と「非部落民」の境界線が曖昧化した（ようにみえる）。このような状況変化を受けて、社会学を中心に、「部落民とは誰か」をめぐる議論が起きている。そして、部落民概念

の再構築が図られている。では、それらの主張は、部落問題のリアリティに適合的なものだろうか。否である。次に、部落民概念の拡大を主張する野口道彦の所説を検討する。その主張の骨子は、次の通りである。

今日、被差別部落は、身分・職業・地域の三位一体²¹⁾が崩れ、多様化した²²⁾。「部落民とそうでないものを分けることは、部落外への転出者の増大、部落内への転入者の増大、部落と部落外との通婚の増大などの、境界線の流動化によってますます難しくなっている」[野口, 2001.7 : 121]。部落民としての「アイデンティティも後退し、部落民意識は解体しつつある」[野口, 2000 : 45]。こうして、部落民と非部落民の識別が困難になった。そして、「現在は差別される可能性という共通項があるだけ」[野口, 2009a : 197-198] になった。部落民は、血縁・地縁の絆が揺らぎ、過去の被差別の記憶から引き離された「ディアスポラ」[野口, 2009a : 191-192] になった²³⁾。このような実態から、部落民概念を定義し直す必要が生じている。部落民概念は、実体概念ではなく関係概念として理解すべきである [野口, 2009a : 198]²⁴⁾。「実体概念というのは、見るもの・語るものの視点によって、変わらない。関係概念というのは、見るもの・語るものの視点によって変化する」[野口, 2001.7 : 120]。部落民の実体概念とは、彼ら彼女らの存在を固定的、本質主義的に捉え、物事を部落第一主義に考えるエスノセントリズムである [野口, 2009b : 238]。これに対して関係概念では、差別／被差別の関係の中で差別された人々を部落民とみなす。「部落民はそれ自体で存在するのではなく、差別されることによって部落民となる。(中略) 残念ながら、社会的差別があるから、部落民というカテゴリーが意味をもつのである」[野口, 2001 : 18]。部落民とは、「部落民とみなされ、差別された人、あるいは差別される可能性を強くもっている人」[野口, 2009a : 198] をいう。他方、「差別者による定義は本質的に恣意的である」[野口, 2000 : 37]。そもそも被差別部落は、エスニック・グループとは異なり、「これだとはっきり示せるようなマイノリティ独自の支配的価値・規範体系をもっているわけではない」[野口, 2009a : 248]。差別者は、部落民とみなされる「兆候」[シンボル] をもつ人なら、だれをも差別する [野口, 2000 : 38-39]²⁵⁾。ゆえに、「地縁的にも血縁的にもまったく関係のない人が部落民とみなされて差別されることになる」[野口, 2001 : 20]。こうして彼女は、「部落民」になる。今や、「事実関係を基礎にして、部落民を定義する必要はない」[野口, 2001.7 : 118]。その意味で、「『部落民』に代えて『被差別市民』としたほうがいいのかもしれない」[野口, 2000 : 24]。これは、部落民概念の拡大である。その目的は2つある。まず、差別者による部落差別の無根拠性を暴くこ

とにある〔野口、2000：17〕。次に、部落差別と闘う新たな主体（部落民と間違われた人）を獲得することにある〔野口、2001.7：120〕。「差別される悔しさは、当人しか分からない」というのは、部落民に『特別な感性』をアプリオリに付与する」ものである〔野口、2009a：197〕。非部落民も、差別される悔しさを想像することができる。ゆえに、彼ら彼女らも部落差別と闘う主体となることができる²⁶⁾。

これが、野口の部落問題研究の骨子である。その問題点は4つに整理される。一つ、被差別部落の多様化について。被差別部落は多様化した。しかし、どこまで多様化しようと、それは被差別部落の多様化である。多様化により、被差別部落がなくなるわけではない。部落差別が希釈されるわけでもない。二つ、同じことは、部落民についてもいえる。非部落民との間に生れた子どもや被差別部落を出た部落民が増えようと、事態は変わらない。非部落民が部落民と間違われることは、あるかもしれない。しかしそれは、むしろ部落差別の強さを物語っている。部落民の識別が曖昧になった一面もある。しかし差別者は、誰をも部落民と間違うわけではない。差別者は、部落民に付与された兆候やシンボルをもつ人を差別する。差別者は、非合理的ではあっても、恣意的ではない。差別者は、誰が部落民であるかを執拗に詮索する²⁷⁾。三つ、実体概念と関係概念について。野口は、部落民の実体概念から関係概念への転回を主張する。部落民は、社会関係の中で差別を被る。そこに、部落差別に関わる規範の拘束力がある。その拘束力は基盤をもつ。烙印を貼られた地域があるから、「部落」「部落民」の表象が人間を傷つける力をもつ。「〈実態〉(実体—引用者)のない〈関係概念〉など存在しない」〔谷元、2001：91〕。差別／被差別の関係の非対称性は、実体の非部落民／部落民のその投影としてある²⁸⁾。もっとも、部落差別の関係論的な説明が、完全に無意味というわけではない。「差別問題の一側面は、まさに関係性の問題です」〔北口、2009：79〕。被差別部落の出身であることを知らずに育った人は、差別されて自らの立場を知る。部落民の関係概念は、部落差別が人間関係を変える過程を説明してくれる。しかし出身を知らずに育った人も、自らの立場を知る前から部落民である。野口の問題は、関係の説明に部落問題を収斂させ、関係を支える実体を消去したことにある²⁹⁾。そうではなく、部落差別を実体と関係の「関係」として、構造的に捉えなければならない。もとより、実体は不変ではない。実体もたえず再構築される。しかしそれは、つねに再構築である。実体のないところ、つまり、無からの再構築はありえない³⁰⁾。野口は、部落差別がどのように起こるかを論じた。しかし、部落差別がなぜ起きるかを、同時に論じなかった。三つ、部落民概念の拡大について。野口は、

誰もが差別される可能性をもつことから、「部落民」を「被差別市民」と呼んでもいいという。ここには2つの問題がある。まず、非部落民は部落民にはなれない。部落差別は、歴史的・社会的な事実である。その事実の重荷が、(自覚しようとしまいと)部落民にのしかかっている。「これまでの累積的差別が、現在の社会システムとクロスするとき、差別の再生産の構造を作り出している」[北口,2009:84]³¹⁾。非部落民も、部落差別を受ければ部落民になるという主張は、差別／被差別の関係の「非対称性」の意味を取り違えている。次に、「被差別市民」について。部落民概念が拡大されて、「被差別市民」に至るとされる。しかし、他のマイノリティも被差別市民である。ここまで概念を拡張すると、部落問題が気化してしまう。それは、「ディアスポラ」概念についても同様である。このような概念の一般化は、部落民の関係概念の産物である。それは、奥田の「市民との協働」論と通底する³²⁾。

3. 絶対主義から相対主義へ

同対事業に関わる不祥事件が生じ、解放運動への批判が噴出した。それを機に、「新たな」差別論を主張する研究者が現れた。そこに、現実的・理論的な妥当性がみられるのか。ここでは、特措法期の解放運動を精力的に批判している八木晃介の所論について検討する。八木の主張の骨子は、次の通りである。

同対事業により、被差別部落の貧困問題はほぼ解決した [八木, 2010: 74]。問題は、事業に伴い「利権主義的な部落解放運動」と「それに迎合するゆがんだ行政」という構図が現れたことである。「『被害者アイデンティティ』が『受益者アイデンティティ』と結合してしまった」[八木, 2010: 72]。事業に絡む一連の「不祥事」は、その最たるものである。「差別を個人的(集团的)利害の資源として偽造・捏造する個人や集団」[八木, 2010: 18]まで現れた。このような構図を生んだ背景には、戦後の解放運動論、つまり、近世政治起源説や「三つの命題」論³³⁾に基づく「悲惨貧困史観」がある [八木, 2010: 135]。それらの理論の根底には、「日常部落に生起する問題で、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」[八木, 2010: 17]、「足を踏まれたものの痛みは、踏まれたものにしかわからない」[八木, 2010: 42]という被差別の立場の絶対視がある。しかし、それは正当性も妥当性もない、「理性の放棄」[八木, 2010: 42]にも等しい。このことは糾弾についてもいえる。「被差別者には具体的な不利益をおしつける段階にいたらないかぎり、差別とはいいきれない」[八木, 2010.57] のであり、「差別的な意図のない発言で相手を傷つけた時」(「非意図的差別、ことに個人的非意図的差別」

[八木, 2010 : 60]) は、真摯に謝罪し、反省すべき問題であって、糾弾の対象ではない [八木, 2010 : 55]。「それが差別行為であるのか、差別とまではいえない問題行為であるのか、あるいは単なる知的好奇心をみたすためだけの行為であるのか」[八木, 2010 : 34] を区別する必要がある。町田発言も、糾弾の対象ではなく教育や啓発の対象であった [八木, 2010 : 49]³⁴⁾。差別落書も、その多くは、部落民を記号化(言葉遊び)しているだけであり、言葉の真の意味で差別意識が表出したものではない [八木, 2010 : 132]。また糾弾権は、部落出身者の専売特許ではなく、差別と闘う者ならだれももつ [八木, 2010 : 246]³⁵⁾。差別がもつ心理的機制(ルサンチマンやカタルシス)の発動は、差別側であろうと被差別側であろうと、選ぶところがない。差別は、「社会の常在的な罫」[八木, 2009.7 : 18] であり、折り紙遊びの「だまし舟」[八木, 2009.7 : 19-20] のようなものである。差別者と被差別者は、いつでも交代しうる [八木, 2009.7 : 20]。ゆえに、差別を克服する道は、「場を同じくして(つまり、関係を変えて)両側から超えていく」[八木, 2009.7 : 19]、他者を「もう一人の自己」と捉えることのできる思想性の獲得と、この思想を具現化するための相互乗り越えと人間関係の組み換え以外にない [八木, 2009.7 : 20]。解放運動は、「(行政や法を媒介させない)利害志向的な運動から価値志向的な方向性へ」[八木, 2010 : 14,17] へ転換しなければならない。ここでは、差別を「多様な社会的な行為者であるヒトが他者の行為に影響をおよぼそうとする方法の一つの現出形態」と捉える。それは、「個人と社会との関連において個人を優位においてとらえるやり方」である。それを「方法論的個人主義」という [八木, 2010 : 13]。この立場に立てば、部落民の捉え方も変わってくる。「部落民概念は属性概念や実体概念ではなく、ひとえに社会的定義過程の産物である」[八木, 2010 : 246]。つまり部落民は、社会に遍在する差別／被差別の社会関係の中で、部落民と定義された人々をいう³⁶⁾。

これが、八木の部落問題研究の骨子である。八木の論調には、特措法期の部落問題認識や解放運動を一面化し、不祥事件を前面化し、危機を煽り(「部落解放同盟という組織が現在、崩壊の危機にある」[八木, 2010 : 110])、奇を衒った異説を掲げるといふ、(元)ジャーナリストの悪癖を感じる。その問題点は5つに整理される。一つ、被差別部落の貧困問題は、まだ解決していない。八木は解決したというが、その論拠を示していない。八木が関わったという調査の結果を直ちに一般化するのは、誤りである。その調査のやり方も疑わしい。二つ、特措法と同対事業の総括が政治主義的である。八木は、不祥事件やえせ同和行為を強調し、同対事業や解放運動を弾劾する。し

かし同対事業の総括は、その成果と限界を全体的に、解放運動の総括は、部落解放の原則に則って行うべきものである。三つ、差別の理解が間違っている。差別の意図がなくとも、他者をカテゴリー（烙印）により傷つけるなら、それは差別である。差別とは、他人を傷つける行為をいう。傷つけても差別ではないというのは、言葉の自己撞着である。「日本に部落差別はない」とした町田発言は、差別発言である。「具体的な不利益をおしつける段階」とは、どんな段階なのか。糾弾も、非意図的／意図的な差別者の教育・啓発の営みである。糾弾の多くは、差別の意図のない差別を対象としてきた。差別の無意識に伏在する社会意識の意識化こそ、糾弾の目的なはずである。その点、糾弾であろうと教育であろうと変りはない。四つ、「立場の絶対性」について。八木は、「電信柱が高いのも、郵便ポストが赤いのも、それがもし部落（民）にとって不利益であるならば、それは差別である」[八木、2010：66]という言説を批判する。そのような「立場の絶対性」の例示は、愚劣である。また、足を踏んだ者にも想像力があるとはいえ、踏まれた痛さの深みは、結局、踏まれた者にしか分からない。人間の想像力には限度がある。痛みが分からなければ聞くしかない。その相互応答の中で、関係が構築されていく。「立場の絶対性」とは差別／被差別の存在規定をいう。それは関係の絶対性を意味しない。関係はつねに開かれている。五つ、「だまし舟」論について。それは、部落差別を差別一般に解消する論理である。差別／被差別の軸が交錯する社会では、だれもが差別者／被差別者になりうる。しかし、男性が男性であることを理由に男性を差別できないように、非部落民が非部落民であることを理由に非部落民を差別することはできない。どの差別においても、だれが差別者になり、だれが被差別者になるかは、社会的な立場性positionality、つまり社会構造に埋め込まれた非対称性により決まる³⁷⁾。

4. パラダイムの瓦解

本稿は、特措法後の部落問題研究につき、3人の所説の3つの論点につき批判的検討を行った。それは、問題点の指摘に止まるものであったし、部落問題研究の全体をカバーするものでもない。しかしそれでも、中心的かつ重要な論点は、出されたように思う。3人の所論は、今日の部落問題研究として共通する特徴をもつ。それは5点に要約される。

一つ、それらは、意見具申に沿った部落問題認識を前提に、部落問題研究を展開する。被差別部落の貧困の解消、部落民の多様化（「一般社会」との境界線の曖昧化）など。しかし、被差別部落（のとくに底辺）に貧困問題が厳存し、差別の境界線も曖昧ではない。二つ、それらは、特措法期の解放運動

を批判する。しかしその批判は皮相で、清算主義的である。また権力批判がない。それは、部落民責任論を必然化する。部落問題の最大の原因は国(権力)の政策にある、ゆえにその解決は国の責務である。この原点が看過されている。三つ、それらは、過去の認識枠組を実体論となし、それに関係論的な差別概念・部落民概念を対置する。そこで、フーコーの権力論が援用される(奥田、八木)。しかしそれは、「実体」を「関係」に解消するものである。またフーコーを誤用して、権力(政府・自治体)をミクロな権力作用に解消するものである。四つ、それらは、部落民概念を被差別市民の概念に拡大する。そして、差別一般の中の部落差別、人権一般の中の部落問題(「反映」「集中」)を語る。しかしそれは、部落問題の個別性を解消させるものである。たとえ「部落問題の個別性」を強調しようと、そこでの関心は、人権と部落問題の「関係」にしかない³⁸⁾。五つ、それらは、部落問題論を市民社会論へ拡大する。そこで、「市民協働」「人権社会建設」が説かれる。しかしそれは、部落問題を解決する道筋、解放運動の拠点を解体するものである。その論理は、「解放運動解消論」にも等しい。

このような部落問題研究の「大転換」に、ポストモダンもどきの新奇さと軽薄さを感じる。それらは、現実的にも理論的にも妥当性を欠いている。パラダイムの「大転換」は瓦解している。同和行政の後退、部落問題の厳存と合わせ、そのような理論の迷走に危機意識を抱く。これが本稿の結論である³⁹⁾。

【注】

- 1) ここで特別措置法とは、1969年の同和対策事業特別措置法の施行開始から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(以下財特法)の終了(2002年)に至る、33年間の同和対策事業(以下同対事業)施行の時期を指す。
- 2) 妻木は、被差別部落の人々の「就業における偏り・不安定さ・低位さがほぼ解消されたかに見える状態が一時的なものにすぎなかった」[妻木、2010b: 94]と指摘する。特措法による就学・就業支援は、次世代の生活基盤の向上に繋がっていない。内田龍史も、被差別部落の就業困難者の調査を基に、「子ども期の貧困が及ぼす不平等の再生産傾向」[内田、2010b: 50]を指摘する。このような世代間の貧困連鎖の切断こそ、同対事業の目的であった。
- 3) 特措法の目的(のひとつ)は、被差別部落の産業・就業構造を近代化することにあった(同対審答申の第三部の三 産業・職業に関する対策)。それは、「前近代的な」事業や労働力の淘汰を促進した。このため、産業・就業構造の近代化による被差別部落民(以下部落民)の階層分化は、必然であった。新自由主義の経済環境は、階

層分化をさらに促進した。

- 4) 岸政彦は、大阪市内の被差別部落の実態調査を基に、被差別部落は貧困が累積する重層的構造にあるとして、被差別部落(民)を「複合的下層」と呼ぶ[岸, 2010: 80]。

奥田均は、被差別部落には、「縦」の悪循環構造(貧困の世代間転移)と「横」の悪循環構造(被差別部落の人口の流出入)があるとし、生活余裕層の流出と貧困者の流入を指摘する[奥田, 2009: 152]。

- 5) 部落民の階層研究は、重要性を増している。今、被差別部落の貧困問題は、その底辺の人々に集中している。しかもその事態は、一面、特措法の近代化政策により作られた。このような視点からの研究はまだない。被差別部落の底辺層の理解には、〈アンダークラス〉underclass(労働市場から「廃棄」された人々)をめぐる議論が参考になる[Wilson, 1987=1999][Bauman, 1998=2008]。
- 6) これらの実態に、頻発する部落差別が加わる。部落差別の実態については、各種の報告がある。例えば[部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会]。そこに、特措法後の差別事件の特徴を窺うことができる。広島県でも差別(事件)が続発している。

奥田均は、同和地区内外の通婚が増加している、それは同和問題学習の効果であるという[奥田, 2007b: 29]。八木晃介も、通婚圏が拡大している、それは特措法の効果であるという[八木, 2010: 128]。しかしそれらの根拠は示されていない。通婚の増加が、直ちに同和問題学習や同対事業の効果であるとは思えない。通婚の増加には、部落民の人口動態や社会経済的な背景がある。また通婚の増加は、結婚差別の減少を意味しない。齋藤直子は、大阪府の実態調査を基に、差別意識を払拭しないままの婚姻率の上昇は、被差別体験率の上昇(若い人ほど体験率が高い)を招いているという[齋藤, 2002: 34]。

- 7) いずれも、実態調査が行われた少数の都市部落の実態である。地方の被差別部落や中小の被差別部落、地区未指定の被差別部落の実態は、さらに厳しいと思われる。しかし、特措法後は行政が実態調査を行わないため、それらの動向は分からない。
- 8) 同対審答申は、部落差別の歴史的・社会的な根拠を指摘し、被差別部落の経済的基盤の確立こそ同和問題解決の道であるとした。政府の同対審答申の意図及びその理論的限界を含め、今だからこそ、その考察は、特措法の総括としても焦眉の課題である。これについては別稿を期したい。
- 9) それは、特措法を復活せよということではない。例えばかつて部落解放基本法の制定運動があった。その中身は、意見具申や人権教育・啓発推進法、人権擁護法などにより、段階的に実現しているとされる[谷元, 2006: 33]。そうだろうか。基本法の実現は明らかに頓挫した。

- 10) 特別対策は、国が、問題の原因が国の政策にあり、問題解決に国に(も) 責務があることを認めることを含意する。他方で、問題解決の主体は当事者(運動)にある。国家権力は、当事者を抑圧する装置であるだけでなく、当事者に問題解決を約束し、当事者を包摂する(生一権力)でもある。その時権力は、「人権」「自立」「幸福」等の語を多用する。当事者が権力に包摂される時、当事者は自己決定の道を閉ざす。国家権力は危険な存在である。本稿は、特別対策の必要をこのような権力論の脈絡で論じている。「特措法と国家権力」については、稿を改める。
- 11) 解放運動家は、被差別部落にまだ課題が多いことを強調する。しかし、「『特別措置法』をさらに求めることはしません(組坂の発言) [組坂他, 2002.12 : 13] という。課題は、一般対策により解決できるということだろう。
- 12) 政府は、人種差別撤廃条約を批准したが、第1条に規定された「decent」(門地ならぬ世系)は部落民を意味しないと強弁している。日本に部落問題はないことにされている。意見具申は、部落問題の解決は「国際的責務」であるとしている。正反對の主張である。辻褄をどう合わせるのだろうか。
- 13) 奥田は、部落差別の原因を被差別部落の存在に求める考え(例えば丑松思想)を「存在論的認識」、社会構造や差別意識に求める考え(例えば同対審答申)を「積極的存在論」と呼ぶ[奥田, 2003 : 179-182]。
- 14) 奥田は、部落問題の認識枠組として、従来のA. 心理面での加差別の現実(差別意識論)、B. 実態面での被差別の現実(部落実態論)、C. 差別事件に、D. 実態面での加差別の現実(差別制度・慣習論)、E. 心理面での被差別の現実(被差別意識論)を加えた「5領域論」を主張する[奥田, 2003 : 162]。この内AとDを、部落問題の「外縁領域」[奥田, 2003 : 172]と呼ぶ。Dは、戸籍制度やイエ意識、ケガレ意識など、差別を温存・助長する社会の制度や慣習を意味する。そして、被差別の現実と外縁領域を結ぶ回路を「差別の機能発動のメカニズム」[奥田, 2003 : 197]と呼ぶ。DとEの領域は、特措法では手の届かなかった現実であり、今後の同和行政の重要課題であるという[奥田, 2008a : 151]。北口末広も、最近の差別事件の背景要因の一つに「差別を温存・容認するような社会システム」の存在を挙げる[北口, 2006 : 2]。内田も、結婚制度という「マイノリティ排除の社会システム」に言及する[内田, 2005 : 28]。しかし従来、Dは差別事件の背景説明の中で言及され、Eは被差別体験の語りの中で言われたものである。Dは、部落問題を社会システムの問題へ拡大するための設定であろう。Eの設定の積極的理由は分からない。それがどうであれ、特段に新しい図式とも、必要な図式とも思わない。
- 15) 奥田は、G・オールポートの接触理論contact theory [Allport, 1954=68 : 241]を援用して、「同和地区の周辺住民ほど差別意識が強い」という既説を批判し、「日常的に地区住民に接する周辺住民ほど差別意識が弱い」とする[奥田, 2002b : 120-

- 121]。内田も同様の主張をする [内田, 2004]。そしてそれが、「市民との協働」の理論的基礎とされている。しかし、その反証は不十分である。接触の増加が、相手集団に対する不安と敵意を高めることもある。接触が差別意識の軽減を導くためには、いくつかの媒介条件が必要となる。オールポート仮説は進化している。
- 16) 部落解放同盟は、1997年綱領において、「人権が真に保障された民主社会をつくっていくなかで、部落解放を展望していくという方向性を打ち出した」[大賀, 2003: 98]。それは、第三期の部落解放運動と呼ばれる。それは、奥田がいう「人権問題としての部落問題」と同じものである。
- 17) 奥田は、存在論的認識では「土地差別の説明ができない」[奥田, 2009: 114] という。しかしその批判はおかしい。地価差別は被差別部落に対する忌避意識の一表徴である。特措法の地区改善事業は、まるごと、その忌避意識の根絶にあった。忌避意識の根絶なくして、市場原理による地価決定はない。
- 18) とはいえ、中央権力(大権力)論の積極的展開がないというフーコー批判はある。社会の隅々に権力(作用)があるという主張は、結局、権力はどこにもないというのと同じだという批判もある [Loomba, 1998: 64]。
- 19) 谷元昭信は、今日の解放運動の目標は「部落解放総合作戦」にあるとする [谷元, 2001: 97]。それは、「人間の生活や社会にかかわるすべての分野で、部落差別撤廃にむけての具体的な実践課題を打ち立てること」(傍点は引用者)をいう。この作戦で、具体的にどのような部落差別廃絶の闘いが可能なのだろうか。
- 20) 共同闘争(連帯)の論理は、個別的課題と普遍的課題の往還の論理として、緻密化されなければならない。
- 21) 三位一体説とは、身分と職業と地域が一体のものとして、たがいに原因となり結果となり、被差別部落の実態を作り出しているとする説をいう [井上, 1969: 231]。
- 22) 野口は、地域、職業、系譜的連続性の3項目を立て、被差別部落を7つに類型化する [野口, 2000: 106]。三位一体型、属地属人型、部落産業・転入者主流型、属地型、民間企業・地区外転出型、地区外産業型、分散型である。
- 23) 野口は、「空間的離脱」(故郷喪失)、「時間的離脱」(過去喪失)の状態にある現代人には、誰にも「ディアスポラの要素」があるとする [野口, 2009a: 191]。とするなら、「ディアスポラ」は、部落民を特定する語ではなくなる。そもそも、国境を越えて漂流する人々を指す「ディアスポラ」を部落民に適用するのは、過度の概念拡張である。
- 24) 部落民の関係論的理解は、社会学の趨勢になっている。要田は、野口の関係概念説に依拠し、研究を部落差別の問題に集中すべきとする自説を補強している [要田, 2005: 12-15]。三浦耕吉郎は、エスノメソドロロジーの立場から次のようにいう。「部落民」は関係カテゴリーである。「『部落民』とは、他者からの『部落民』とカテ

グリーン化する視線を浴びることによって、それになるもの、それにならされるもの」[三浦2004：226]である。「差別現象を、いわゆる実体的(ないし客観的)な水準においてではなく、関係の水準において把握」[三浦, 2006：3-4]しなければならない。しかし関係カテゴリーは、「いとも簡単に実体化の方向へと横滑りし」、「部落民」カテゴリーを固定化=実体化していく。「(そのような『部落』『部落民』として)カテゴライズする力(=第三の主体)」は、「慣習的カテゴリー(『部落民』のステレオタイプ)と共犯関係を築いてしまう」[三浦, 2009.7：26-27]。そこに「カテゴリー化の罫」[三浦, 2004：227]がある。また佐藤裕は、次のようにいう。差別の理解には、不平等な結果を問う「差異モデル」と、非対称的な人間関係のあり様を問う「関係モデル」がある[佐藤, 2005：38]。「関係モデル」では、三者(差別者、被差別者、傍観者)の関係が問われる。差別とは、他者を差別すると同時に、その傍観者を差別者の側に引き入れ、共犯者にする行為である。「(被差別者を)『彼ら』として語ってしまうことにより、『彼ら』と『われわれ』という枠組みをむしろ強化させることに一役かってしまうこととなります」[佐藤, 2003：130]。この時、被差別者を「他者」としてカテゴライズする偏見や差別意識は、「他者化の対立構造を強める結果にしかならない」[佐藤, 2003：131]。偏見や差別意識の批判は、差別の無効加にとつて障害になってしまう[佐藤, 2009.7：43]。そうではなく、傍観者の差別者への同化を無効化するには、「この三者関係の構造を壊す」[佐藤, 2003：133]、つまり「『われわれ』を『被差別者』も含む形で再構成する」[佐藤, 2005：94]ほかない。要するに、これらいずれも、部落民の関係概念の系譜にある(三浦、佐藤の所説は、実体論的理解を排除してはいない。彼らは、それを差別を捉える視点・位相の差異として理解している)。

- 25) 「兆候」[シンボル]とは、部落民の実体(の断片)をいう。野口は、関係概念の定義に実体的要素を忍び込ませている。そもそも実体があって関係が生じる。実体は関係の与件である。
- 26) 藤田啓一は、部落差別の克服のためには、部落民と非部落民が「両側から超える」必要があると説いた[藤田, 1987：6]。これについて、野口は、「両者の境界が曖昧になってきたとすれば、その前提そのものがぐらついてきている」[野口, 2000：27]と指摘する。野口は、藤田の論理をさらに延長する。
- 27) 非部落民の筆者も、部落民と間違われたことがある。それは、筆者が部落問題を学んでいるからである。間違えた人は、部落問題学習と部落民を等置し、筆者の中に部落民の像をみた。
- 28) 大庭宣尊は、次のようにいう。大学の部落問題講義のレポートで、学生の8割余りが、「『江戸時代』『一番いい身分』『その子孫』『被差別身分が暮らした土地』などという項目を使って」[大庭, 2005：32]、差別される人を説明した。学生たちも、部

落民の存在を歴史性を念頭に、つまり実体概念で捉えている。

- 29) 近年の現代社会論で風靡している社会的排除論は、社会を関係論的な視座で説明するものである。それは、例えば困窮者を貧困対策による救済ではなく、経済的・社会的施策により社会に包摂すべしと主張する。その視座は、排除／包摂という、個人と社会の「関係」に置かれている。
- 30) 関係論的理解の問題点は、社会構築主義の限界と相通じる。「構築主義は、もっぱら社会問題の定義の発生と発展に議論を限定し、社会問題そのものについては問わないという立場をとる。(中略)(それは) 相対主義的で主観主義的な観点をもちだすことによって、たんに反対のことを述べただけで終わってしまう」[Young, 1999 = 2007 : 106]。
- 31) 非部落民の筆者は、どれほど部落問題に関わろうと、部落差別への不安を抱くことはない。娘が結婚した時も、部落民に間違われた時でもある。筆者の名に賤称語を添えた差別落書が出たことがあった。その時筆者は、筆者ではなく部落民が差別されたとして憤った。筆者なりの差別の痛みへの想像力はある。しかし筆者は、夢世界にまで浸潤する被差別の脅えは分からない。部落民はみなそうだという意味ではない。ただ一人の脅えであっても、それは「部落差別」の脅えである。
- 32) 野口の関係概念は、部落民と非部落民の関係を指す。これに対して奥田の概念は、「部落差別の現実は、差別を温存し再生産し続ける社会の諸関係の総和」[奥田, 2002b : 56] であると、部落差別と社会の関係を指す。関係の局面が異なる。また奥田は、「部落差別は見なされる差別である」といいながら、「部落出身者とは(中略) 部落とされてきた土地とかかわりをもっているのかどうかによって判断されている」[奥田, 2005.12 : 102] という。後者は、部落民の実体論的な理解である。定義が一貫していない。
- 33) 「三つの命題」とは、「部落差別の本質」「部落差別の社会的存在意義」「社会観念としての差別意識」からなるテーゼをいう。それは、1971年の部落解放同盟第26回大会において定式化された。
- 34) 八木は、新聞で町田発言を差別発言として告発した本人であった [八木, 2010 : 70]。
- 35) このような立場から、八木は、部落解放同盟の参加資格を非部落民にも開放すべきだという [八木, 2010 : 102]。そして、同組織を「社会規範・価値体系の変更を求めてたえずクレ임을構築していく『活動家集団』」[八木.2010 : 106] にすべきだという。それは新しい主張だろうか。筆者は、被差別部落出身ではない解放同盟員を知っている。また、部落解放同盟を活動家集団に狭めると、部落大衆の運動はどうなるのか。部落大衆に不祥事件の責任はない。活動家は大衆の利害を代行し、大衆を指導する。しかし、運動の主体は部落大衆である。部落解放同盟は前衛集団

ではない。

- 36) 八木は、部落民をエスニック集団に分類する社会学者がいるというが〔八木、2010：134〕、それは誰のことか。
- 37) 八木は、その差別論を「方法論的個人主義」に立つものとする。しかし八木は、方法論的個人主義の意味を誤解している。それは、「個人を社会より優位な存在とみなす」という個人主義思想を指すのではなく、社会を、個人を基点に、個人の行為の集積として捉える社会分析の方法を指す(例えばM・ウェーバー)〔北川、1984：18〕。
- 38) 差別者／被差別者の相互交代論は、藤田がいう「両側から越える」論と通底する。実体を関係に解消する差別論は、差別者が差別を越える論理と被差別者が差別を越える論理を等置する。しかし両者の論理は、「差別」を起点に逆方向の過程を辿る。
- 39) 解放理論の構築に、社会科学の最高成果が援用されているとは思えない。原因は2つある。一つ、広く社会科学の場で解放理論の構築(論争)が行われていない。解放理論(の閉鎖的な構築から)の解放が必要である。二つ、研究者は、部落問題を担う社会的主体(政府行政や解放運動)を厳格に対象化していない。「権威」への緊張感の欠如は、研究の想像力を削ぐ。いずれもわがこととして戒めたい。

【参考文献】

- Allport, Gordon.W.. 1954. *The Nature of Prejudice*, Doubleday Anchor Books (=1968. 『偏見の心理』原谷達夫・野村昭訳. 培風館).
- Bauman, Zygmunt,1998. *Work, Consumerism and The New Poor* (2nd Edition), Open University Press, UK Ltd. (=2008. 『新しい貧困—労働、消費主義、ニューブア』伊藤茂訳. 青土社).
- 部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会. 各年. 『全国のあいつぐ差別事件』解放出版社.
- 部落解放同盟. 1997. 綱領. <http://www.bll.gr.jp/guide-koryo.html> (2011.9.10)
- Foucault, Michel.1975. *Surveiller et punir, naissance de la prison* (=1977. 『監獄の誕生』田村俣訳. 新潮社).
- 1976. *La Volonté de Savoir*. Édition Gallimard (=1986. 『性の歴史—知への意志』渡辺守章訳. 新潮社).
- 編集部2008増刊号. 「部落解放運動への提言」『部落解放 人権キーワード2008』598号.解放出版社. 34-37頁.
- 菱山謙二. 2004. 「特別措置法後の『同和問題』に関する住民意識の動向」部落解放・人権研究所『部落解放研究』157号. 15-27頁.
- 藤田敬一. 1987. 『同和はこわい考—地対協を批判する』阿吽社.

- 井上清. 1969. 『部落の歴史と解放理論』 田畑書店.
- 岸政彦. 2010. 「貧困という全体性—『複合下層』としての都市型部落から」『現代思想』6月号. 青土社. 72-81頁.
- 北川隆吉監修. 1984. 『現代社会学辞典』 有信堂.
- 北口末広. 2006. 「最近の差別事件の動向・特徴とその背景」 部落解放・人権研究所『部落解放研究』168号. 2-16頁.
- 2009.増刊号. 「部落差別とは何か」『部落解放』608号. 解放出版社. 76-84頁.
- 組坂繁之・松岡徹・西島藤彦・谷元昭信. 2002.12. 「座談会 第三期の解放運動とは何か」『部落解放』510号. 解放出版社. 12-35頁.
- Lomba, Ania, 1998, *Colonialism/Postcolonialism*, London and New York, Routledge (= 2001. 吉原ゆかり訳『ポストコロニアリズム理論入門』 松柏社).
- 三浦耕吉郎. 2004. 「カテゴリー化の罠—社会的〈対話〉の場所へ」 好井裕明・三浦耕吉郎編『社会学的フィールドワーク』 世界思想社. 201-245頁.
- 2006. 「〈構造的差別〉のソシオグラフィにむけて—手紙形式による人権問題講義」.
- 三浦編著『構造的差別のソシオグラフィ—社会を書く／差別を解く』 世界思想社. 1-38頁.
- 中川幾郎. 2005. 「人権・同和行政の全国的動向」 部落解放・人権研究所『部落解放研究』163号. 18-28頁.
- 野口道彦. 2000. 『部落問題のパラダイム転換』 明石書店.
- 2001.7. 「実体概念ではなく、関係概念としての、『部落民』概念の再構築」『部落解放』488号. 解放出版社. 116-123頁.
- 2009a. 「ディアスポラと部落、そしてパラダイムの転換」 野口道彦・戴エイカ・島和博編著『批判的ディアスポラ論とマイノリティ』 明石書店. 183-203頁.
- 2009b. 「ディアスポラとしての中上健次—虚構の『路地』と現実の被差別部落」 野口道彦・戴エイカ・島和博編著『批判的ディアスポラ論とマイノリティ』 明石書店. 206-244頁.
- 岡田英治. 2011. 「体制に絡め取られていく部落解放運動—新自由主義と融和主義攻撃の中で」 広島部落解放研究所『部落解放研究』17号. 3-19頁.
- 奥田均..2002a. 「進路を求めて—大阪二〇〇〇年部落問題調査の概要と特徴」 部落解放・人権研究所『部落解放研究』144号. 38-62頁.
- 2002b. 「『人権の宝島』冒険—2000年部落問題調査・10の発見』 解放出版社.
- 2003. 『土地差別問題の研究』 解放出版社.
- 2004. 「『法』期限後の同和行政と実態調査」 部落解放・人権研究所『部落解放研究』157号. 28-38頁.

- 2005.12.「属人的差別から属地的差別へ」『部落解放』558号 解放出版社. 102-111頁.
- 2007a.『見なされる差別—なぜ、部落を避けるのか』解放出版社.
- 2007b.『結婚差別—データで読む現実と課題』解放出版社.
- 2008a.「人権意識の動向と今後のあり方」部落解放・人権研究所『部落解放研究』181号. 46-61頁.
- 2008.5.「人権行政と差別問題—同和行政を人権行政に解消してはいけない」『部落解放』597号. 解放出版社. 30-41頁.
- 2009.『差別のカラクリ』解放出版社.
- 大賀正行. 2003増刊号.「部落解放理論入門」『部落解放』512号 解放出版社. 93-100頁.
- 大庭宣尊. 2005.「差別を巡る知の位相—人権教育(同和教育)の場から」日本解放社会学会『解放社会学研究』19号. 26-43頁.
- 斎藤直子. 2002.「結婚差別のゆくえ—大阪府『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書』調査結果から」大阪市立大学人権問題研究センター『人権問題研究』24号 91-103頁.
- 佐藤裕. 2003増刊号.「差別意識の形成要因と啓発の課題」『部落解放』512号. 解放出版社. 126-134頁.
- 佐藤裕. 2005.『差別論—偏見理論批判』明石書店.
- 佐藤裕. 2009.7.「差別論の課題—偏見理論パラダイムを越えて」『部落解放』616号. 解放出版社. 37-43頁.
- 高野眞澄. 2004.「特措法」後の同和行政と人権行政のあり方」部落解放・人権研究所『部落解放研究』157号. 2-14頁.
- 谷元昭信. 2001.「『地域的要素』を捨象して部落問題は語れない」『部落解放』479号. 解放出版社. 88-97頁.
- 谷元昭信. 2006.増刊号「これからの部落解放運動と同和行政のあり方」『部落解放』562号. 解放出版社. 21-34頁.
- 友永健三. 2001.10.「人権行政の原点・柱としての『同和』行政—今後の『同和』行政、人権行政のあり方を考える」『部落解放』492号. 解放出版社. 8-19頁.
- 妻木進吾. 2010a.「不安定化する都市部落の若年層—2009年住吉地域労働実態調査から」部落解放・人権研究所『部落解放研究』189号. 2-11頁.
- 2010b.「国勢調査小地域集計を利用した被差別部落の実態把握の可能性」部落解放・人権研究所『部落解放研究』188号. 91-107頁.
- 内田龍史. 2004.「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減にむけて—「接触仮説」を手がかりに」部落解放・人権研究所『部落解放研究』156号. 31-47頁.
- 2005.「結婚と部落差別—通婚と結婚差別の趨勢」部落解放・人権研究所『部落

- 解放研究』166号. 15-28頁.
- 2010a.「大阪の部落女性実態調査から見えてきたもの」部落解放・人権研究所『部落解放研究』188号. 31-40頁.
- 2010b.「就職困難者の就労と生活 (3) 貧困と社会的排除」部落解放・人権研究所『部落解放研究』190号. 50-67頁.
- 八木昇介. 2000.『「排除と包摂」の社会学的研究』批評社.
- 2009.7『『だまし舟』の差別論』部落解放』616号. 解放出版社. 12-20頁.
- 2010.『差別論研究—部落問題の自然史的考察』批評社.
- 要田洋江. 2005.「差別研究の新たな位相—創立二〇周年記念シンポジウムを終えて」日本解放社会学会『解放社会学研究』19号. 7-25頁.
- Wilson, William.1987. *The Truly Disadvantaged : The Inner City, the Underclass, and Public Policy*. Chicago University Press (=1999.『アメリカのアンダークラス—本当に不利な立場に置かれた人々』青木秀男監訳. 明石書店).
- Young, Jock. 1999. *The Exclusive Society : Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*. London : SAGE Publication (=2007.『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳. 洛北出版).
- (あおき・ひでお 広島部落解放研究所)